

告 示

埼玉県告示第三百七十六号

埼玉県景観計画を変更したので、景観法（平成十六年法律第一百十号）第九条第八項の規定において準用する同条第六項の規定により、その計画図及び計画書の写しを埼玉県都市整備部田園都市づくり課及び各県土整備事務所において縦覧に供する。

平成二十七年四月七日

埼玉県知事 上 田 清 司